

## 保育の評価

### 1. 保育における評価の意義

#### (1) 教育評価とは

##### 1) 教育評価の日常性・多様性

教育や保育という意図的・計画的活動においては、常に評価という行為がともなう。一般に評価というと、たとえばテストのようなものを思い浮かべ、何か特別な場所と時間を確保した上で行わなければならないもののように考えられがちであるが、実はそうではない。子どものとった、ある行動に対して「どのような育ちが見られたのか」を意識化し、その判断結果を何らかの方法で教師が子どもに送り返すならば、それはもうすでに評価を行っていることになる。このように、評価とは「子ども理解」を基本とした、きわめて日常的な教育活動のことである。

一方、教育評価は日常的であると同時に多様なものでもある。言い換えれば、教育評価というものは、いろいろな目的をもって行われるものであり、その目的が何であるかによって望ましい教育評価の形態やあり方が違ってくる。指導要録や保育要録のような公簿についてはもちろんのこと、今行おうとしている評価の記録や記入が、何のために用いられるのかを意識した上で評価が行われる必要がある。また、教育評価には、目的の多様性と同時に内容の多様性もある。たとえば、ひとりの子どもについては、思考力の形成に重点がおかれ、他の子どもの場合には行動力や自己表現力の形成に評価の重点がおかれる、といったことがあり得る。子ども一人一人にとっての教育目標(どういう人間になってほしいのか)に違いがある以上、教育評価の内容が多様であることは当然のことである。

## 2)教育評価の定義

ここでは、「教育評価とは何か」という問題について整理し、定義付けを試みる。ポイントは、次の三つの考え方である。

まず第一に、教育評価の前提となるのは、「子どもを正しく理解する」ことである。従って、正しい子ども理解のための情報収集活動が教育評価にとっては最も重要な活動となる。そこで集められた情報をもとに、教育や保育に関わる全ての人々（担任教師、保育者、管理職、親など）は、その子どもの変容をどう捉えるか、またその子どものために何をしたらいいかということを考えることになる。従って、教育評価とは、第一に、「子ども理解」を通して、教育や保育あるいは学習や遊びという教育活動全般の方向性を決定する活動である。

第二には、教育評価とは教育や保育・学習のプロセスを理解する活動の全てを含むものである。たとえば、子どもが遠足に行き、どんなことが楽しかった、どこがつまらなかったとかいうことを書いた作文も評価情報であるし、子どもが授業に集中してくれて今日は手ごたえが感じられたという教師の感想も評価情報である。教育・学習のプロセスを振り返るという形で、教師（保育者）や学習者（子ども＜幼児も含む＞）およびすべての教育関係者が日常的に行っているインフォーマルな評価がある。教育評価においては、フォーマルな「とりたて評価」（たとえばテストのようなもの）だけを考えると不十分である。出てきた結果だけでなく、子どもの状態や教育（保育）活動の日常的なチェックが教育評価の大きな役割である。その意味で、子どもが発する情報（絵や作文、テストはもちろんのこと、まなざしや身振り、つぶやき等も含めて）のすべてが子ども理解（＝教育評価）の材料となるのである。

第三に、教育評価とは情報を収集すると同時に情報を提供する活動でもある。つまり、教育評価とは誰かから誰かへのメッセージなのである。たとえば、ある場合にはそれが教師から子どもへのメッセージであるかもしれない、またある場合は教師から親へのメッセージかもしれないし、あるいは教師自身が自分に与えるメッセージかもしれない。とにかく送り手と受け手とがあり、何かを

伝えることを目的とするメッセージとしての性格が教育評価にはある。メッセージである以上、どのようなメッセージがその目的を最もよく達成するかということは、受け手がどのような状態であり、受け手が何をどの程度に受けとめることができるかということと関わってくる。とりわけ、相手が幼児の場合、目の前の子どもに対してこのメッセージがどのように伝わりうるのかを、保育者は強く意識しなければならない。情報の受け手の知的理解力・判断力を常に考慮しながらメッセージとしての教育評価を送り出さなければならない。

以上のポイントを考慮に入れ整理してみると、教育評価とは「教育・保育の目標に対して、子どもはどのように育っているか、教師・保育者の指導・援助は適切であったかを、子ども理解にもとづいて振り返り反省し、その反省結果を学習者（子ども）および関係者に発信する活動」である、と定義付けることができる。教育評価においてとりわけ重要かつ基本となるのは、子どもをどのように見取ったかという「子ども理解」である。

## （２）保育における評価の意義と必要性

### 1) 保育における評価の現状

保育において「子ども（幼児）理解」は最も重要なものであると捉えられているにもかかわらず、評価に対しては、比較的現場の関心がうすく、最も研究の遅れている分野である。その原因として以下の諸点が考えられる。

a 保育における「遊び」の機能が過信されている。そのため、遊びの本質である「その目的が同時に過程であるような活動」がそのまま保育活動の本質と捉えられ、目標設定が不明確であったり、目標を設定すること自体が問題視されてきた。その結果、目標が達成されたか否かということがあまり問題にされなかった。

b 評価そのものについての理解が不十分なために、評価することが子どもの世界にあたかも不純なものをもちこむかのような誤った考え方に支配されていた。評価を保育者の良心にもとるものであるかのように考え、評価をむしろ避

けるような態度が強かった。

c 評価活動の実施に必要な基本的学習が2年間という短い養成期間ではほとんどなされていない。従って、2年間の養成課程を経て現場に立つ実践者にとって、評価の必要性と価値についての認識は不十分なままである。仮に認識していても技術的に習熟することは不可能な場合が多い。

d 特に一部の理事者、園長の経営優先の考え方により、子どもの発達を助長する目標よりも、親のニーズに迎合することが園自体の存在目的であるかのようになりがちである。結果的に、評価が顧みられる雰囲気醸成されにくい。

e 幼児教育の本質的なあり方に対する親の理解がうすく、子どもよりも親自身の都合によって育児がなされがちである。このような親にとっては評価という問題にまで意識が向けられることは困難である。

保育という活動の一つのサイクルは、目標（ねらい）設定に始まり、実際の保育援助・評価を経て再び目標設定という原点に戻り、これが子どもの成長・発達と共にラセン状に発展していくと考えられる。そのための原動力となるのが評価である。幼児教育に関わる人々の評価に対する認識の高まりがぜひとも必要とされる現状である。

## 2) 保育における評価の意義

一般に日々の保育はきわめて日常的なことのくりかえしが多い。それだけに、ともすると惰性に流されたり、保育に問題があっても見落されてしまいがちである。従って、その日暮しの保育にならないようにするには、保育者は自分の保育を絶えず点検（つまりは反省・評価）し、これをより高める努力を怠ってはならない。教育評価の一般論で述べた「評価の日常性」が、保育の分野ではとりわけ重要な意味をもつ。もともと保育という仕事はきわめて専門性の高い仕事である。単に子どもを預って楽しく遊ばせるということだけでは、保育者の役割を十分に果たしているとはいえない。子どもの育ちを見つめながら、その発達を促す援助をきちんとする。それら一連の保育活動のプロセスにおいて問題がなかったか、もっとよりよい方法はなかったのかを絶えず追究していくことによってその専門性が成り立つ。評価という教育活動は、本来、「子ども

理解」に基づく保育者自身の保育の反省が基本なのである。

### 3) 保育における評価の必要性

保育者の中には、子どもの自由な活動を方向付け発展させることが本当の保育のあり方であるから、評価どころか保育の計画を立てることさえも邪道であると考えた人がある。しかし、教育活動である以上、そこには育てたい子ども像があり、その目標（ねらい）に向かって意図的・計画的に援助を行うのが保育である。しかも、計画はあくまで計画であって、子どもの動きに対応して修正していくものであるから、計画を立てるということは決して子どもの興味や自主的な活動を押しさえつけることにはならない。計画が適切であったかどうかを検討する中で、ねらいや子どもとの関わり方、環境構成の適否などが反省・評価されることになる。計画は、あとで保育の実践を反省し評価する際の観点が盛り込まれたものである。保育の計画と評価（反省も含め）は切り離して考えることができないし、保育に計画が必要であるということは必然的に保育に評価が必要であるということの意味する。

保育における評価は、日常的かつ幼児の生活全般にわたることから独自の内容と方法を駆使することになる。たとえば、従来、小学校などの授業評価にあたっては指導案通りにいかないのは失敗と考えられがちであったが、保育にあたってはそうではない。「計画通りにいかなかったのはなぜか」「予想したよりも実際の展開のほうが活動が充実していた、これはどうしてであろうか」というような問題意識をたえずもちながら実践を進めていくことが、すなわち生きた保育の評価ということになる。さらには、ねらいの方に子どもを無理矢理引っ張るのではなく、子どもの問題意識の方にねらいを修正するくらいの柔軟な発想で保育に当たることが望ましい。現在では、生活科の定着などもあって、小学校教育にも幼児教育の発想が浸透しつつある。しかし、保育においては、従来から、あくまで「はじめに子ども理解あり」の発想で指導・援助が行われている。常に子どもの実態を先にし、それに対して保育者としての関わり方はどうであったかについて反省・評価しつつ日々の実践をおこなう必要がある。

保育における評価の成否は、要するに、保育や子どもを見る保育者の目がど

れほど確かであるかどうかにかかっている。保育者には、自分の目をより確かなものにするために、保育を相互に見あうとか、実践記録をお互いに検討しあうとかの自分の保育を相対化・客観化できる取り組みが重要である。次節では、具体的な評価の方法を学びながら、保育における評価の適切な運用について述べていきたい。

## 2 保育における評価の方法

### (1) 保育における評価の対象

#### 1) 保育における評価の対象の概観

保育における評価の対象となるものは、言うまでもなく、保育という営みの全てである。子どもの実際の姿（保育者が見取り、理解した子どもの姿）をもとに、主として次の三つの領域について振り返り、反省することが評価活動の内容である。

a 指導・援助の評価 保育の評価の中で最も基本となるものは、幼児の指導・援助に関する評価である。これは、幼児の実現した価値（幼児の変容の姿や作品など）や、それを実現させた保育援助の内容（価値の実現を導き出した望ましい経験や活動）に関するものである。

b 幼児とのかかわりの評価 保育の指導・援助は、一人一人の幼児と保育者とのかかわりの中でなされる。幼児とのかかわりについての評価は、主として、直接的な保育方法に関する反省・評価であり、保育者の指導・援助についての自己評価の中心をなすものである。

c 保育環境の評価 幼児の行動は、幼児と幼児を取り巻く保育環境とのかかわりのなかで起こる。保育とは、環境を通して行われるものである。従って、保育環境は幼児の発達にとってきわめて重要なものであり、当然評価の対象となる。これは、間接的な保育方法についての評価である。この場合の環境には、保育者や友達関係等の人的環境と、保育条件としての物的環境とがある。

d その他の評価 上記の領域以外にもいろいろなことが保育活動に関係

し、それらの全てが評価の対象になる。たとえば、身体・健康の評価（出席などを含めて）、一日の保育の流れについての評価、知能・適応性（社会性の発達や園の生活への適応など）、園の管理についての評価（職員の構成、事務能率、書類の整理や保管）などである。

## 2) 保育のねらい・内容と評価

『幼稚園教育要領』の「第2章 ねらい及び内容」と『保育所保育指針』の「第3章 保育の内容」における、各領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域）に示されている事項は、我が国の保育が何を意図して行われるべきかを明確に示したものである。すなわち、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼稚園及び保育所での教育全体を通して幼児に育つことが期待される心情・意欲・態度などを「ねらい」とし、それを達成するために、保育者が幼児に提供したい経験の中身を「内容」としたのである。ここで大切なことは、各領域に示された事項は、保育者が幼児の生活を通して総合的な指導・援助を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもある。従って、保育における「領域」は、それぞれが独立した授業として展開される小学校以上の教科とは異なるので、領域別に教（保）育課程を編成したり、特定の活動と結びつけたりするなどの取り扱いをしてはならない。

『幼稚園教育要領』や『保育所保育指針』の中の「ねらい」を具体的に見ると、それらは育てたい子ども像であり、子どもを育てる方向性を示したものである。たとえば、領域「健康」のねらいは次のようになっている。

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。（心情）
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。（意欲）
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。（態度）

この中の(2)を取り上げてみよう。これは、「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとすることのできる子ども」、つまり運動好きの子どもを育てようという提案を意味している。幼児教育の場合、サッカーで運動好きになってもよいし、縄跳びで運動好きの子どもになってもかまわない。また、シュートが上手かどうか、縄跳びが何回跳べるかは特に問われない。このように子ど

もの育ちの方向性を示す教育目標のことを 方向目標（一般目標とも言う）と言う。幼児教育ではその子が育っている方向性を大事にし、どこまでできるかの到達目標は基本的に問わないことが重要である。保育の目標とは、「育てたい子ども像」のことを意味し、この具体的な姿に対してどの水準にまで達しているのかを見極めるのが評価である。

また、保育内容とは、幼児期の子どもたちに提供したい経験内容のことである。もう一度領域「健康」を取り上げてみる。

- (1)先生や友達と触れあい、安定感を持って行動する（経験をさせたい）。
- (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす（経験をさせたい）。
- (3)進んで戸外で遊ぶ（経験をさせたい）。…後略

と読み取ることができる。

保育者は、就学前の教育期間を通じて、幼児に偏りのない経験を提供することを心がけなければならない。

また、保育における評価の考え方の基本は個人内評価である。個人内評価とは、その子自身のかつての姿と今の姿を比べてその「伸び」を明らかにすることで、子どもたちに「達成感」や「成就感」さらには「自己肯定感（自尊感情とも言う）」を与えることを目指すものである。さらに言えば、幼児教育では、「他児と比べて云々」は考え方として間違っている。他者と比べてその子を集団の中に位置付けたりして評価することを相対評価と言う。それに対して、個人内評価は、他児との比較によらない評価という意味で絶対評価の考え方である。幼児教育の評価では、絶対評価が基本である。幼児教育では個人内評価という絶対評価の考え方に徹することが評価の本質である。

ここでもう一度確認する。

個人内評価とは、子どものかつての姿と今の姿を比べて、どういう方向に育っているかを確かめながら行う子ども理解の方法である。子どもを全人的に捉えながら行う保育・教育にとって重要な評価のあり方であり、徹底した絶対評価の考え方に基づくものである。

## (2) 保育における評価の方法

## 1) 評価の適切性の基準

保育における評価の適切性の基準としては、以下の三点が、考えられる。

- a 評価しようとする保育の目的・内容・方法という評価の対象からみて、妥当であったか。また、評価しようとするものを評価できたか（評価の妥当性）。
- b 評価された結果は、信頼に値するか（評価の信頼性）。
- c 評価の方法は適切であったか（評価方法の適切性）

保育の評価に際しては、これらのことを常に意識し、より正確で、より有効な評価を心がけなければならない。

## 2) さまざまな評価の方法

ここでは、具体的な保育の評価において一般的に多用されている、a.観察法、b.面接法、c.事例研究法、d.ソシオメトリー、について紹介し、その長所短所について検討を加える。

a 観察法 観察法は、幼児を対象とする評価の中では、最も多く使用される方法である。それは、幼児においては「言葉」（文字などの記号を含む）による評価が極めて困難だからである。そのために、幼児の行動やその変容を保育者が観察し、それをもとに評価するということになる。というより、やはり観察は、幼児を理解し、指導・援助を反省するための、最も基本的な方法であると言える。そだけに、観察法は、保育の改善にとっても広く使用される基本的なものなのである。これは、小学生以上の子どもについても同様である。

観察法では、客観性や信頼性、つまり観察者によって行動の見方や観察の結果が変わらないことが重視される。すなわち、目の前に繰り広げられる幼児の姿を偏見をまじえずに注意深く観察すること、観察したことを正確に記録すること、そして、分析が容易になる書き方をすることがポイントになる。そのためには、何を記録するかについて、あらかじめ評価の基準や視点をしっかり定め、観察項目を具体化しておく必要がある。

観察法は、自然観察法と実験的観察法の二種類に大別される。それぞれについて見ていこう。

自然観察法：自然観察法は、実際の保育場面のような日常のなかでの幼児や保育者の行動などをありのままに観察し、記述する方法である。しかし、保育場面の全てについて観察するには条件が多すぎて観察の精度が著しく低下するので、実際には、評価の目的に応じてそのなかのある場面や行動に限って観察することが多くなる。たとえば、積木についての反応だけに場面を限定して観察し、集中的・系統的に記録するという方法がある。このような方法は「場面選択観察法」と呼ばれている。さらに、保育場面の一定時間を限定して観察し、子どもにとって自然な状態での観察の精度や能率を高め、また数量化するために工夫されたのが「時間見本法」である。これには、一回に30分以上も連続して観察する「長時間見本法」、2～3分くらい観察する「短時間見本法」の二種類がある。しかし、場面選択法・時間見本法は、場面と時間が限定され、観察の客観性や精度は高くなるが、観察場面・時間以外の行動については記録に残らないということになる。そのため、行動を決めておき、その行動が出現したときに記録する方法として逸<sup>エピソード</sup>話記録法とチェック・リスト法がある。

逸話記録法：個人の行動の観察記録を、個性的・具体的に逸<sup>エピソード</sup>話の形でそのまま記録したものである。多くの逸話が必要とされるが、それらを時間的にみていくとある幼児の発達におけるスポット的な記録になる。逸話記録は子どもの記録の積み重ね（ポートフォリオ）となることでより大きな意味をもつ。逸話記録法は、時間や場面を限定した観察では見出すことの容易ではない子どもや保育の質的側面の変容が記録されるという長所がある。

チェック・リスト法：行動の特性の中から観察する項目をあらかじめ決めておき、その項目についての行動が見られた場合にチェックしていく方法である。この場合、行動の出現の多寡によって評定していくことが多い。この方法は、行動の価値基準のはっきり見られやすい、基本的な生活習慣などに関する評定には意味をもつ場合が多く、幼児の行動の評定には有効な方法と言える。ここで、評定とは、集積した個々の子どもについての評価資料を、あらかじめ定めた尺度に当てはめて位置付け、それを1・2・3の数字やA・B・Cなどで表したものであり、評価結果の記録方法の一つである。

実験的観察法：自然観察法は、日常の保育場面における幼児の行動を観察す

る方法であり、幼児に対する評価の場面は自然な保育場面が最も多いことは言うまでもない。しかし、自然場面での観察は、きわめて多くの条件が複合した状態での観察であり、そこで評価されたものが本当に評価しようとした項目の評価が実現できているかについては疑問の残る場合もある。そこで、ある条件をできる限り統制して実験的に見て行くことも必要になる。条件を統制した上で行われる観察に基づく評価の方法は、実験的観察法と呼ばれている。しかし、このようなことは、現場の保育者による評価としては余り必要のないことであり、条件の統制ということが前提になるので、実験的観察法は、どちらかといえば研究者の用いる方法である。

観察法の長短：以上の様に、観察法は、保育評価のなかで最も重要な方法であるとともに、幼児理解のための基本的な方法でもある。保育者は、幼児を観察するなかで幼児から学ぶことによって自己を変革し、よりよく幼児を理解し、よりただしく幼児を評価し、指導・援助の改善に役立てることができる。しかし、観察法は、その方法のもつ基本的性格から客観性が要求される。その一方で、保育は温かいものであり、幼児との感情の交流、幼児に対する愛情豊かな受容というものがなくてはできない。実際の保育における幼児とのやりとりは、保育者にとって主観的なものである。観察された内容から保育の一般化がなされるためには、客観性が大切であるが、客観性だけで保育はできないところに観察法がもつ基本的な問題が残されている。その克服のためには、後述するような、主観的ではあるが実践記録的な方法についても理解しておく必要がある。

b 面接法 面接法は、集団を基準にするのではなく、個人を対象とする方法である。そのため、幼児（または両親など、その幼児に関係する人を含めて）に直接会ってあらかじめ用意した質問をしたり、話しあったりして、その幼児の評価資料を求める方法である。面接法は、ケースワークやカウンセリングにおける重要な技法として実際に使用されているが、その場合、幼児と面接者との間に信頼関係（ラポール）があることが最も重要な要件である。

c 事例研究法 事例研究法も幼児個人の理解ということを前提とした評価の方法である。この方法では、幼児理解のために個人のあらゆる側面について調査し、特定幼児の（問題的なものも含めて）行動を理解し、教育的処置を

施すということが中心課題となる。

d ソシオメトリー ソシオメトリーは、モレノ（Moreno,J.L.1892-1974）によって開発されたもので、集団内における個人間の対人的な選択・反発および無関心という関係を測定するものである。幼児の社会的な側面に関する資料が得られることになる。これによって、一人一人の幼児のクラス内における社会的位置や友達を選択状況などがわかり、クラス内の人間関係の改善や、個人の社会的適応の改善などに利用される。測定にはソシオメトリック・テストが用いられる。

### 3)保育記録を評価に生かす

保育記録の目的は、一人一人の幼児の育ちを的確に捉え、明日の保育の方向を描くことにある。その意味で保育記録は、保育の評価を書き残すことにほかならないと言える。保育とは、幼児と保育者とが相互に関係を持ちながら展開されるものであるから、幼児の育ちを的確に把握するには、当然ながら、幼児の姿とそこに関わる保育者の願いや援助の内容も記録されなければならない。

通常の保育記録は、保育者が保育終了後に一日の生活を思い出しながら印象に残った保育場面について書く、いわゆる思い出し記録である。一日の様々な事柄の中から思い出し、記録した事柄とは、保育者が保育の中で注目していることであるし、必ず保育の展開と深いつながりをもっている。つまり、保育記録は幼児の生活を把握し、幼児を理解するためのものであるが、同時に保育者自身が保育の中で何を大切にしているかという保育観を見つめることにもつながる。これが、保育の当事者記録の特質であり、保育者が自己省察を加えながらも主観を盛り込むことにむしろ意味があると考えてよい。

保育記録について、かつては、「できるだけ客観的に」書くように指導されたという。たしかに、保育者の主観が色濃く反映している保育記録に対して、保育者自身のかかわりを振り返る視点や、子どもの言動の意味を長いスパンで見直す視点が欠けた場合、その記録は「予定調和的な嘘臭いエピソード」になる危険を常に含んでいる。そうならないために、ひとつには、その記録を「読み返す」行為が大切である。子どもの見方が固定的になるのを防ぐために、事

実関係に忠実な記録との突き合わせをしたり、エピソードを読み返し、子どもの言動の意味を解釈し直す努力が必要である。もうひとつには、「カンファレンス」という研修の機会を設けることである。カンファレンスとは、一般的には相談とか会議とかいう意味である。これは、記録をただの「覚え書き」で終わらせないために、その記録を違う目で見てもらい、当事者としての保育者の保育を相対化・客観化する場をもつことである。保育の当事者だけでは見える範囲が限定されており、先入観に基づく評価であることが往々にしてある。子どもたちをめぐる様々な問題について、みんなが意見を出し合って方向を決めていくことがきわめて重要である。研修としてのカンファレンスを考える時、保育者同士の「主観と主観の自由な表明の場」の確保が園の経営にとって大切な問題となる。これからの我が国の幼児教育の発展のために、この「自由な職場の雰囲気」を確保することが、保育を管理する立場にある者の最も重要な使命である。

### 3 幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録

#### (1) 幼稚園幼児指導要録

「幼稚園幼児指導要録」は、『学校教育法施行規則』第12条の3及び第15条の規定に基づいて、幼稚園にその作成や保存が義務付けられている表簿のひとつである。その主たる内容は、個々の幼児にかかわる学籍の記録・出欠の記録・健康の記録・指導の記録などである。それは、幼稚園にとって幼児の管理や指導に有効に活用することができるだけでなく、幼稚園が外部のために作成しなければならない各種の証明書や報告書の原簿ともなる重要な表簿である。「幼稚園幼児指導要録」の取り扱いについては、『学校教育法施行規則』その他の法令によって、次のような様々な制約がくわえられている。作成する責任は園長に属しているが、学級担任も署名・捺印し、実務担当者としての責任を負わなければならない。学籍に関する記録は、在園する幼稚園におい

て、幼児が修了した翌日（転園した場合は転園日）以後20年間保存しなければならない。転園する幼児については、当該幼児にかかわるその写しを作成し、それを転園先の幼稚園に送付しなければならない。小学校へ進学する幼児については、当該幼児にかかわるその抄本を作成し、それを進学先の小学校へ送付しなければならない。法定の公簿としての秘密は守られなくてはならない。

平成元年の25年ぶりの『幼稚園教育要領』改訂に伴い、平成2(1990)年3月、「幼稚園幼児指導要録」が改訂された。その後、平成10年、平成20年と10年ごとの要領改訂と同時に要録の改訂も行われた。平成2年の通達のなかで、要録の性格を示すポイントとして以下の4点が述べられたが、基本的な性格や内容はその後も一貫して変わっていない。

指導要録として必要な事項が簡潔に記入されるとともに幼稚園教育の特質を生かした記録が行われるような様式である。『幼稚園教育要領』の改訂の趣旨に沿い、幼児の発達の特性と指導の過程が明確に捉えられるように、評価の欄を削除し、発達の状況、指導の重点等及び指導上参考となる事項の欄により、指導についての記録を残す。『幼稚園教育要領』第2章ねらい及び内容の各領域に示すねらいを、発達を捉える視点として示した。幼児の健康の状況を指導との関連から具体的に捉えることとするため、健康の記録の欄を削除し、幼児の健康の状況について指導上特に必要がある場合には、指導の記録のなかの指導上参考となる事項の欄に記入することとした。

これらは、いずれも保育における評価というものが、一人一人の幼児の発達段階をより正確に捉え、その上でより適切な指導・援助の在り方を探るためにあるという考え方を反映したものである。

なお、最新の「幼稚園幼児指導要録」の様式（平成21年3月改訂版）は、  
表 1, 2の通りである。

## （2）保育所児童保育要録

平成20年3月の『保育所保育指針』改訂に伴い、保育所においても幼稚園

と同様に「保育所児童保育要録」を公簿として作成・管理し、子ども達の進学先の小学校に送付することが義務付けられた。記録としての書き方や考え方は、「幼稚園幼児指導要録」とほぼ同様であると考えてよい。具体的な【様式の参考例】は、表 3 に示した。

表 1 幼稚園幼児指導要録（学籍の記録）

表 2 幼稚園幼児指導要録（指導の記録）

文部科学省のホームページで検索してください。

表 3 保育所児童保育要録

厚生労働省のホームページで検索してください。

#### 引用・参考文献

- (1)文部科学省『幼稚園教育要領解説』 フレーベル館，2008
- (2)厚生労働省編『保育所保育指針解説書』 フレーベル館，2008
- (3)細井房明・野口伐名・木村吉彦共編『保育の本質と計画』  
学術図書出版社，2001
- (4)森上史朗他「保育の評価」(『保育学大辞典』第2巻) 第一法規，1983
- (5)東洋『子供の能力と教育評価』 東京大学出版会，1979
- (6)無籐隆『幼児教育の原則 保育内容を徹底的に考える』 ミネルヴァ書房，2009